

公民分館長制度の見直しについて

1 公民分館長制度

(1) 内容

市立公民館長が各自治会から公民分館長を委嘱し、年額 1 万 1 千円の報酬を支給している。

生涯学習センターを設置している大和と富士については、「生涯学習地区推進員」と呼んでいるが、同様の取扱いである。

(2) 主な活動状況

地域によって違うが、概ね、分館長会議、公民館報等の配付、自治公民館での講座など、公民館と自治会（地域住民）との連携・協力役を果たしている。

2 課題

(1) 役割の実態として、情報伝達・動員調整などが多く見られ、自治会長が行っているような役割との重複が見られる。（自治会長兼務率約 65%）

(2) 活動の実態として、自治公民館の有無にかかわらず、連携・協力役として市民に委嘱しているが、その活動の幅は校区や自治会によって様々である。

(3) 上記（1）、（2）の理由などにより、公民分館長をはじめとして地域住民から、公民館長と自治公民館長の従属関係はないのではないか、など一律の制度に対する疑問や批判の声が出ている。

3 見直し案

分館長制度は、校区公民館を拠点とした市民の学習活動を推進していくための方策の一つとされていた。

しかしながら、住民自治が謳われる現在、地域コミュニティの全市的な展開を進める中で、一律に当てはめる同制度の必要性は薄れてきたものと考えられ、現行制度を廃止することとしたい。

4 見直しに伴う新たな事業等の検討

(1) 課題解決推進事業の実施

地域についての情報共有や地域課題の掘り起こしをすることにより校区におけるコミュニティ形成の気運を高めたり、地域課題を解決するための知識や手法等を身につけるための講座の開催。

(2) 自治公民館建設補助対象の拡大（改修費）

自治公民館の長寿命化や住民の費用負担の軽減を図るため、新たに「改修」に対する補助の追加。